

1 2 月 教育長 教育行政報告

令和 6 年

- 1 1 月 1 4 日 (木) 部長会議
人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 1 日)
- 1 5 日 (金) 事業執行安全管理体制審査小委員会
人事評価制度施行に伴う校長前期面談 (第 2 日)
- 1 6 日 (土) 高等学校野球 (軟式) リハーサル大会 決勝戦
K O K A スポーツフェスタ
- 1 7 日 (日) 甲賀市総合防災訓練
甲賀市・湖南市管内中学校・県立学校等管理職研修会
- 1 8 日 (月) 人事評価制度施行に伴う校長前期面談 (第 3 日)
- 2 0 日 (水) 人事評価制度施行に伴う校長前期面談 (第 4 日)
- 2 1 日 (木) 第 7 回校務運営等協議会
- 2 2 日 (金) 第 2 1 回 B & G 全国教育長会議
- 2 4 日 (日) 第 6 回あいの土山ピアノコンクール演奏家コース本選
- 2 6 日 (火) 第 5 回甲賀市議会定例会 (第 1 日)
- 2 7 日 (水) マシュー・ロス氏表敬訪問
株式会社ダイヤモンドソサエティより目録受領
第 1 回甲賀市いじめ問題対策連絡協議会
- 2 8 日 (木) 第 5 回甲賀市議会定例会 (第 2 日)
- 2 9 日 (金) 政策会議
- 3 0 日 (土) 甲賀市表彰式
中学生国際交流事業利川市ウェルカムセレモニー
- 1 2 月 2 日 (月) 辞令交付式
第 7 6 回人権週間巡回キャンペーン
甲賀市市政施行 2 0 周年記念給食 (貴生川小)
- 3 日 (火) 第 5 回甲賀市学校再編審議会
中学生国際交流事業利川市フェアウェルパーティー
- 4 日 (水) 部長会議
第 8 回学校経営等協議会
第 1 4 回甲賀市教育委員会臨時会
第 1 4 回教育委員会委員協議会

- 第32回全国中学駅伝大会壮行会
第23回全国障害者スポーツ大会佐賀大会報告会
- 6日(金) 第5回甲賀市議会定例会(第3日)
第34回滋賀県教育研究会生活科・総合的な学習部会研究協議会
- 7日(土) 第2回甲賀市長杯ボッチャ市民交流大会
第1回みなくち子どもの森運営協議会
映画「めぐみ」上映会
- 8日(日) 第19回甲賀市長杯小学生女子ソフトボール大会
第2回こうかにんじゃロボットコンテスト
- 9日(月) 第5回甲賀市議会定例会(第4日)
- 10日(火) 第5回甲賀市議会定例会(第5日)
- 11日(水) 第5回甲賀市議会定例会(第6日)
- 12日(木) 第5回甲賀市議会定例会(第7日)
- 13日(金) 淡海学園 学園祭
- 15日(日) 第32回全国中学駅伝大会
- 12月16日(月) 部長会議
- 18日(水) 教育委員会委員任命書交付式
第15回甲賀市教育委員会臨時会
教育委員会委員退任・就任式
第16回甲賀市教育委員会定例会

議案第 90 号

臨時代理につき承認を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 18 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第17号

甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の解嘱について

甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱により、甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年12月2日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第17号別紙

甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員

(任期:令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

解嘱日:令和6年12月2日

	氏名	委員の構成	備考
1	植木 行宣	学識経験を有する者	全国山鉾屋台保存団体 連合会顧問

【参考資料】

甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の指定有形民俗文化財であり、水口曳山祭で使用される曳山について、適切な修理を施すことにより、文化財としての価値を継承することを目的として、甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、曳山の修理、懸装品の復元新調に関する指導及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化財に関する学識経験を有する者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 9 1 号

甲賀市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年甲賀市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「２年」を「任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで」に改める。

付 則

この規則は、令和６年１２月１８日から施行する。

甲賀市学校運営協議会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(任期)</p> <p>第8条 委員の任期は、<u>任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年12月18日から施行する。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第8条 委員の任期は、<u>2年</u> _____とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>